

4 - 2 都営住宅の収入報告等

都営住宅の住宅使用料は、毎年提出していただく収入報告書等に基づいて、世帯の収入に応じて決定します。

(1) 収入報告の義務

都営住宅にお住まいの方は、公営住宅法及び東京都営住宅条例等により収入報告書を提出する義務があります。毎年6月に送付しますので、期日までに必ず提出するようにしてください。

収入報告書未提出、書類不備等で収入の認定ができない場合は、翌年度から近傍同種の住宅（近隣の民間賃貸住宅）の家賃並みの使用料を負担していただくことになります。

- ※ 都営改良住宅等に入居後3年未満の方には、提出義務はありませんが、収入報告書を提出することにより、収入に応じた減額が受けられる場合があります。
- ※ 住宅使用料の一般減免又は特別減額を受けている世帯は、収入報告書の提出は必要ありません（「収入報告書」の用紙はお送りしません。）。ただし、使用料減免申請が収入報告に代わる手続きとなりますので、更新時期に必ず手続きを行ってください。
- ※ 名義人が認知症などの理由で収入報告書を提出することができない場合、都が定める一定の条件にあてはまる世帯について、申立に基づき収入報告義務を緩和できる場合があります。その際には、東京都が調査した収入の状況に応じて使用料を決定します。

(2) 収入認定通知

収入報告書により収入認定を行い、毎年2月末頃「収入認定通知書兼使用料決定通知書」等により認定所得月額や翌年度4月からの使用料の金額等をお知らせします。

(3) 収入の再認定請求

退職等により収入が減った場合は、収入再認定により決定した使用料を見直しできる場合があります。

収入再認定請求を希望する場合は、手続きの前に必ず要件や請求方法等の詳細を JKK東京お客さまセンターにご確認ください。

なお、収入再認定に伴う変更後の使用料の適用は、「収入再認定請求書」を受理した月の翌月分からとなります。

(4) 住宅使用料の減免申請

都営住宅には、収入が少なく生活が困難な状況にある世帯や障害・難病など特別な事情のある世帯を対象に、申請に基づき、使用料を減額する制度があります。

この制度には、「一般減免」と「特別減額」の2種類があります。(表1・2参照)

使用料減免を受けるための基準や申請方法等詳しい内容は、手続きの前に必ず JKK東京お客さまセンターにご確認ください。

なお、使用料減免の適用は、「使用料減免申請書」を受理した月の翌月分からとなります。

※ 既に使用料減免を受けている方には、減免期間が終了する月の前月の20日頃に「使用料減免申請書」を送付します。継続して使用料減免を受けようとする場合は、「使用料減免申請書」に記載されている最終締切日までに申請手続きを行ってください。

※ 都民住宅（地域特別賃貸住宅・特定公共賃貸住宅）にお住まいの方は、適用の対象になりません。

(表1) 一般減免と特別減額

一般減免	認定所得月額（非課税年金を含む）が6万5千円以下の世帯は、申請により使用料を10～50%減額することができます。また、障害・難病などの一定の条件に該当する特に収入の低い世帯は、特例として使用料を75%減額することができます。
特別減額	世帯状況が(表2)のいずれかに該当していて、認定所得月額が15万8千円以下の世帯は、申請により該当する区分の使用料を50%減額することができます。

(表2) 特別減額の対象となる方

母子・父子世帯	配偶者又はパートナーシップ関係の相手方のいない名義人(未婚も含む)と現に扶養している20歳未満の子のみで構成され、次の①②のいずれかに該当する世帯 ① 子が1人の場合は、就学前の児童であること。 ② 子が2人以上の場合は、2人以上が高校生（同等の学校を含む）以下であること。
心身障害者世帯	名義人又は同居者が、次の①②③のいずれかに該当する世帯 ① 身体障害者手帳1・2級の交付を受けている ② 愛の手帳1～3度の交付を受けている ③ 精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けている
難病患者等世帯	名義人又は同居者が、次の①②③④⑤のいずれかに該当し常時介護を必要とする世帯 ① 難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する指定難病にかかっている ② 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則に規定する疾病にかかっている ③ 児童福祉法に規定する小児慢性特定疾患にかかっている ④ 公害医療手帳の交付を受けている ⑤ 大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例に規定する疾病にかかっている
寝たきり高齢者世帯	名義人又は同居者が65歳以上で、その方が次の①②のいずれかに該当する世帯 ① 介護保険の要介護度の認定において、要介護4・5の判定を受けている ② 平成14年度に老人福祉手当を受給していた

■認定所得月額の算出方法

以下の計算式により算出されます。

$$\frac{\text{世帯全体の合計所得金額} - (\text{38万円} \times \text{名義人を除く家族人数}) - \text{特別控除額} (*)}{12\text{か月}}$$

*特別控除

名義人及び同居者の住民税課税（非課税）証明書等において、以下の項目に該当することが確認できる場合は、特別控除が受けられます。

特定扶養（25万円）、老人扶養（10万円）、障害者（27万円）、特別障害者（40万円）、ひとり親（35万円）、寡婦（27万円）

※1 上記のほか、給与所得又は公的年金等に係る雑所得がある場合、所得のある方1人につき最大10万円控除されます。

※2 ひとり親控除、寡婦控除については、本人の所得額が控除額未満の場合は、その額を控除します。